

学習支援事業業務委託仕様書

1 業務の目的

生活困窮者自立支援法（平成25年12月13日法律第105号）に基づき、生活困窮世帯（生活保護被保護世帯を含む）の小学生、中学生及び高校生の学力を向上させ、高校進学支援及び高校中退防止を図ることで、貧困の連鎖を防ぐことを目的とする。あわせて、不登校・ひきこもりの生徒の将来的なひきこもり、貧困を未然に防ぐこと目的とする。なお、本業務（以下「A業務」という。）はひとり親家庭等学習支援事業（以下「B業務」という。）と関連する事業であり、相互に連携して実施する。

2 履行期間

令和9年4月1日～令和12年3月31日

3 対象者

生活保護被保護世帯、就学援助世帯、市が生活困窮世帯と判断し、学習支援事業の利用を決定した小学生、中学生及び高校生とする。

4 事業内容

- (1) 学習教室に対象者を通所させ、学習指導及び学習意欲を継続させるための面接を行う。
- (2) 学習教室に通所することが困難な対象者は、対象者の自宅等での学習指導及び学習意欲を継続させるための面接を行う。
- (3) 対象者が学習支援を受けられる家庭環境の確認や相談のために家庭訪問を必要に応じて行う。
- (4) 不登校・ひきこもりの対象者を中心として、学習教室への参加の支援を行うとともに、将来的なひきこもりを防ぐ体験活動等を親子の状況に応じて行う。
- (5) 学習教室で季節の行事を行い、不登校の対象者も徐々に行事に参加できるような内容にする。

5 対象人員（見込み）

(1) 関連事業全体（A業務+B業務）

年間利用総数（実人数）：小学生20人、中学生30人、高校生20人

1回あたりの参加人数：小学生15人、中学生20人、高校生15人

不登校支援について、小学生、中学生及び高校生のうち10人を対象とす

る。

(2) 本業務 (A 業務)

年間利用総数 (実人数) : 小学生 10 人、中学生 10 人、高校生 10 人

1 回あたりの参加人数 : 小学生 5 人、中学生 10 人、高校生 5 人

不登校支援について、小学生、中学生及び高校生のうち 10 人を対象とする。

(3) 留意事項

本契約の対象人員及び業務範囲は (2) に定める範囲とする。

今後の社会情勢等により利用総数などの変動することもあるが、双方の協議の上で柔軟に対応・実施することとする。

6 事業の実施場所

市内に 1 ヶ所、学習教室を確保すること。(B 業務と同一会場を基本とする)

なお、学習教室に通所することが困難な対象者は、この限りではない。

不登校・ひきこもりを対象の実施場所については個々の状況や体験先によって決める。体験先は以下のような活動を想定する。

① 公共施設を使った学習会や居場所への参加

② 調理体験、就労体験などの提供先

③ 夏祭り、ハロウィン、クリスマス、3 年生を送る会などの季節の行事を学習教室で行う。

7 事業実施回数及び時間

小学生 週 1 回 各回共午後 6 時から午後 8 時まで

中学生 週 1 回 各回共午後 6 時から午後 8 時まで

高校生 週 1 回 各回共午後 6 時から午後 8 時まで

上記以外に 4 ヶ月に 1 回 (各学期 1 回) 以上、全ての対象者に対し、学習・進学相談を行い、必要であれば家庭訪問も行う。

実施回数は参加人数により複数回開催することができるものとする。

不登校・ひきこもりを対象とした事業の実施時期については、月に 1 回、対象者の状態に合わせて行うとともに、また、学習教室への参加の支援を月に 1 回、合わせて行う。

8 指導体制

B 業務と一体的に実施可能な体制とする。また、学習指導は原則対象者 2 名に対し学習指導員 1 名とし、他に学習指導員の統括及び対象者面接のため

に学習支援員を置く。

※なお、学習支援員は、以下のいずれかの資格を有し、なおかつ相談支援や生徒指導経験を有するものとする。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 教員免許

エ 社会教育主事

オ その他、アからエと同等以上の能力を有していると認められる資格

※学習指導員についても、十分な指導能力を有する者を確保すること。

9 その他

- ・参加対象者数の状況や小中高生の構成割合により、対象者に週1回の学習機会を確保しつつ、柔軟な実施方法での運営を行うこと。
- ・学習教材は対象者の持ち込むもの（学校で使用する教科書や副教材等）を使用することとする。
- ・偶数月の最終木曜日の午前10時から正午には、学習支援連絡会に出席し、事業者、志木市福祉事務所、志木市教育サポートセンター等と会議を行ったうえで、会議録を作成し、報告するものとする。なお、日時の変更は協議の上、調整することができるものとする。
- ・毎月、定例報告書や保護変更申請書等の報告書類を作成し、志木市福祉事務所へ提出することとする。
- ・毎年度、事業実績報告書を作成し、志木市福祉事務所へ提出することとする。
- ・生活困窮者自立支援法及び生活保護法改正法に、何らかの改正がなされた場合、双方の協議の上、柔軟に対応・実施することとする。